

動物用ワクチンの添加剤として使用する成分

1 評価要請の背景

- (1) 動物用ワクチンには、接種動物に十分な免疫を付与するために抗原を注射部位に留まらせる成分（アジュバント）を含有するものがあり、これらのワクチンには、アジュバント等が注射部位から消失するまでの期間に基づき、使用制限期間（と畜場等への出荷前のワクチンを接種しないこととされている期間）が設定されてきた。
- (2) 農林水産省は昨年度、食品安全委員会に評価を要請し、使用制限期間の設定の考え方を見直した。すなわち、食品安全委員会において「動物用ワクチンの添加剤として使用される限りにおいて人への健康影響は無視できると考えられる」とされた成分のみを添加剤として使用するワクチンは、使用制限期間の設定は不要とした。
- (3) 以上を踏まえ、今般、動物用ワクチンの添加剤として2に掲げる成分を使用することについて食品健康影響評価を要請するものである。

2 評価を要請する成分

- ① L-アスパラギン（水和物を含む。）
- ② エデト酸（2ナトリウム塩及び4ナトリウム塩を含む。）【EDTA】
- ③ クロロホルム
- ④ コハク酸（ナトリウム塩及びその水和物を含む。）
- ⑤ コリン（塩化コリン及び重酒石酸コリンを含む。）
- ⑥ L-シスチン（塩酸塩及びその水和物を含む。）
- ⑦ L-システイン（塩酸塩及びその水和物を含む。）
- ⑧ ダイズ製ペプトン
- ⑨ L-チロシン（ナトリウム塩及びその水和物を含む。）
- ⑩ ビオチン
- ⑪ L-ヒスチジン（塩酸塩及びその水和物を含む。）
- ⑫ ヘペス（ナトリウム塩を含む。）【HEPES、HEPES-Na】
- ⑬ ポリビニルピロリドン【ポビドン、ポリビドン】
- ⑭ 塩化マグネシウム
- ⑮ 牛血清
- ⑯ 酵母（抽出物を含む。）
- ⑰ 動物由来たんぱく質分解物（動物組織を酵素や酸で消化分解したもの及び動物性ペプトンを含む。）

※【 】内は別名、（ ）内は同じ分類で取扱いが可能と考えられる成分